

平成25年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会》

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(3) 指摘事項 ① 会計に関する事務 ウ 固定資産についての会計処理を反映した会計規程とすべきもの 協会の会計規程では、「固定資産とは、耐用年数が1年以上あって、かつ、取得価額が20万円以上の有形固定資産、差し入れ保証金その他これらに準ずる無形固定資産」とされているが、下記のような事例があった。 (事例) (ア) 帳簿上の固定資産には10万円以上20万円未満の有形固定資産等も含む会計処理を行っており、会計規程と会計処理の間で齟齬が生じている。両者に齟齬が生じないようにすべきである。 (イ) 公益法人会計基準注解では、固定資産を「基本財産」「特定資産」「その他固定資産」に区分することとされており、協会の貸借対照表でも同基準に基づき固定資産が計上されているが、会計規程の固定資産に関する規定では「その他固定資産」のみの記載となっている。「基本財産」「特定資産」についても規定を設けるべきである。	固定資産について、取得価額を「20万円以上」を「10万円以上」に改正するほか、「基本財産」「特定資産」「その他固定資産」に区分して規定するよう協会会計規程の改正を行うこととした。 また、これを機に同規程全体の見直しを行っているところであり、改正時期については、平成27年5月中を予定している。	措置済